

令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準 (※1)	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	1,045 トン	55,000 トン (5%) を県の留保とする
ぶり	全ての漁業	左記漁業がぶりの採捕を行う水域	漁獲量の総量	試行水準 (※1)	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条約海域 (※2)	漁獲量の総量	85.975 トン	4.525 トン (5%) を県の留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条約海域 (※2)	漁獲量の総量	84.645 トン	4.455 トン (5%) を県の留保とする

※1 国からの割当量と同じ

※2 中西部太平洋条約海域：漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。